

令和３年第３回本巣市議会定例会議事日程（第５号）

令和３年９月８日（水曜日）午前９時 開議

日程第１ 諸般の報告

日程第２ 議案の訂正について

認定第５号 令和２年度本巣市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について

日程第３ 議案の訂正について

認定第６号 令和２年度本巣市水道事業会計決算について

日程第４ 議案第３４号 過疎地域の持続的発展の支援に係る本巣市固定資産税の特例に関する条例
について

日程第５ 議案第３６号 本巣市障害者生活支援センター条例の一部を改正する条例について

日程第６ 議案第３７号 本巣市小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について

日程第７ 議案第４０号 令和３年度本巣市一般会計補正予算（第５号）について

日程第８ 議案第４１号 令和３年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について

日程第９ 認定第１号 令和２年度本巣市一般会計歳入歳出決算について

日程第１０ 認定第２号 令和２年度本巣市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

日程第１１ 認定第３号 令和２年度本巣市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について

日程第１２ 認定第４号 令和２年度本巣市企業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について

日程第１３ 認定第５号 令和２年度本巣市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について

日程第１４ 認定第６号 令和２年度本巣市水道事業会計決算について

日程第１５ 認定第７号 令和２年度本巣市下水道事業会計決算について

日程第１６ 報告第１０号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）

日程第１７ 発議第２号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１６名）

１番 高 橋 勇 樹

３番 高 田 浩 視

５番 河 村 志 信

７番 堀 部 好 秀

９番 黒 田 芳 弘

１１番 道 下 和 茂

１３番 若 原 敏 郎

２番 今 枝 和 子

４番 寺 町 茂

６番 澤 村 均

８番 鏑 本 規 之

１０番 臼 井 悦 子

１２番 村 瀬 明 義

１４番 瀬 川 治 男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤 原 勉	副 市 長	大 野 一 彦
教 育 長	川 治 秀 輝	総 務 部 長	久 富 和 浩
企 画 部 長	洞 口 博 行	市民環境部長	村 澤 勲
健康福祉部長	高 橋 誠	産業建設部長	原 誠
林 政 部 長	饗 場 昌 彦	上下水道部長	翠 直 樹
教育委員会 事 務 局 長	青 山 英 治	会 計 管 理 者	谷 口 博 文
代表監査委員	三田村 晃 司		

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	内 藤 睦 雄	議 会 書 記	大久保 守 康
議 会 書 記	山 本 憲	議 会 書 記	松 井 俊 英

開議の宣告

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第 1 諸般の報告

○議長（黒田芳弘君）

日程第 1、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いいたします。

初めに、予算決算委員会の報告を委員長に求めます。

予算決算委員会委員長 鰐本規之君。

○予算決算委員会委員長（鰐本規之君）

報告を私からということでございますけど、何せ初めてのことでしたので、目も非常に悪いので副委員長にお願いをしようとしたところ、最後ぐらいはきちんとやりなさいという御指摘をいただきましたので、最後は少し目が悪くて読み間違いもあるかもしれませんが、私も思いも少し含めて報告をさせていただきます。

8月19日、本会議において当委員会に付託されました議案は、議案第40号及び議案第41号の補正予算と認定第1号から認定第7号までの決算認定の計9件であります。

付託同日、本会議散会後に本庁舎3階全員協議会室において当委員会を開催し、コロナ禍でありますことから執行部からの付託案件の補足説明を資料に代えさせていただき、配付した後、分科会を設置して各分科会に審査項目を割り振りして審査をすることにいたしました。その後、分科会は8月27日に文教福祉分科会、8月30日に産業建設分科会、8月31日に総務企画分科会を開催して審査を行い、3つの分科会終了後の9月3日午前9時より、本庁舎3階全員協議会室において、藤原市長、大野副市長及び川治教育長、また各部局長のほか関係職員の出席を求め、各分科会会長から審査報告を受けた後、委員全員で付託議案の審査を行いました。

以上、予算決算委員会の報告といたします。

○議長（黒田芳弘君）

続いて、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 若原敏郎君。

○文教福祉委員会委員長（若原敏郎君）

8月27日午前9時から、真正分庁舎3階第1委員会室において文教福祉委員会を開催しました。

委員会には委員6名が出席し、議案説明のため藤原市長、大野副市長、川治教育長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件2件の審査を行いました。

初めに、健康福祉部関係の付託案件である議案第36号 本巣市障害者生活支援センター条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

次に、教育委員会関係の付託案件である議案第37号 本巣市小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

以上、文教福祉委員会の報告といたします。

○議長（黒田芳弘君）

続いて総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 瀬川治男君。

○総務企画委員会委員長（瀬川治男君）

それでは、報告いたします。

8月31日午前9時から、本庁舎3階第一委員会室において総務企画委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名が出席し、藤原市長、大野副市長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件1件の審査を行いました。

審査・協議の前に、現地視察として、避難所における防災資機材について視察を行いました。

視察を終えた後、会議を再開し、総務部の付託案件である議案第34号 過疎地域の持続的発展の支援に係る本巣市固定資産税の特例に関する条例についての審査を行いました。

以上、総務企画委員会の報告といたします。

○議長（黒田芳弘君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 議案の訂正について及び日程第3 議案の訂正について（上程・説明・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第2、議案の訂正について、認定第5号 令和2年度本巣市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について及び日程第3、議案の訂正について、認定第6号 令和2年度本巣市水道事業会計決算についてを議題といたします。

藤原市長に議案の訂正の理由を求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、本日提出いたしました議案の訂正につきまして、御説明を申し上げます。

今回提出しております認定第5号 令和2年度本巣市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてにつきまして、監査委員より決算書に付して提出しております令和2年度本巣市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況審査意見書の前年度末接続済戸数及び当年度中増減戸数に訂正がございましたので、本巣市議会会議規則第18条第1項に基づき、議会の承認を求めるものでございます。

次に、認定第6号 令和2年度本巣市水道事業会計決算についてにつきまして、監査委員より決

算書に付して提出しております令和２年度本巢市公営企業会計決算審査意見書の経営成績の単位の表記に訂正がございましたので、本巢市議会会議規則第18条第１項に基づき、議会の承認を求めるものでございます。

以上、御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

議案の訂正について、認定第５号 令和２年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

お諮りします。認定第５号 令和２年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についての議案の訂正については、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第５号 令和２年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についての議案の訂正は、承認することに決定をいたしました。

議案の訂正について、認定第６号 令和２年度本巢市水道事業会計決算についてを議題といたします。

お諮りします。認定第６号 令和２年度本巢市水道事業会計決算についての議案の訂正については、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第６号 令和２年度本巢市水道事業会計決算についての議案の訂正は、承認することに決定をいたしました。

日程第４ 議案第34号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第４、議案第34号 過疎地域の持続的発展の支援に係る本巢市固定資産税の特例に関する条例についてを議題といたします。

議案第34号については総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 瀬川治男君。

○総務企画委員会委員長（瀬川治男君）

それでは、報告いたします。

議案第34号 過疎地域の持続的発展の支援に係る本巢市固定資産税の特例に関する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部から補足説明はなく、質疑を行いました。

委員から、一つ、減免措置が３年間となっていますが、その理由はとの質疑に、執行部から、国による減収補填措置が３年でございますことから、市も同様に措置するものですとの答弁がありました。

一つ、企業立地促進に係る措置が5年であり、3年の措置は短いと考えますが、措置の違いを伺いますとの質疑に対し、執行部から、3年の措置につきましては、本巢市過疎地域持続的発展計画において国の制度で課税免除3年と規定されており、75%の交付税措置がされます。企業立地促進に係る措置につきましては、交付税措置の対象とならない市単独の特例措置でございますとの答弁がありました。

次に、対象業種または合計取得価額要件等が決められていますが、現在で根尾地域に該当する事業所はどの程度ありますかとの質疑に対し、執行部から、現在根尾地域で対象となる旅館業とインターネットサービス業では、住吉屋等や中部ケーブルネットワーク等の償却資産等が対象となると考えていますとの答弁がありました。

次に、製造業等で該当する事業所はとの質疑に、執行部から、製造業は7事業所で旅館業は3事業所、情報サービス業は2事業所、農林水産物等販売業はありませんでしたとの答弁がありました。

次に、申請対象者はある程度行政で把握が可能であることから、申請については行政から対象者に申請書を送付するなどの行政として取組を伺いたいとの質疑に、執行部から、制度上は申請主義でありますので、今回は本巢市過疎地域持続的発展計画の策定と同時に広報などで周知していく予定ですとの答弁がありました。

次に、広報等で読んで理解することは大変と考える。制度が認知され、対象者が十分理解し、多くの方に活用されるようPRなどの方法を検討されてはどうかとの質疑に、執行部からは、償却資産等につきましては申告される業種が対象となりますので、申告時に助言できる体制を整え対応しますとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告といたします。

○議長（黒田芳弘君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

総務企画委員会委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第34号 過疎地域の持続的発展の支援に係る本巣市固定資産税の特例に関する条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第5 議案第36号及び日程第6 議案第37号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第5、議案第36号 本巣市障害者生活支援センター条例の一部を改正する条例について及び日程第6、議案第37号 本巣市小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第36号及び議案第37号については文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 若原敏郎君。

○文教福祉委員会委員長（若原敏郎君）

議案第36号 本巣市障害者生活支援センター条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員からの質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

続きまして、議案第37号 本巣市小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員からの質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告といたします。

○議長（黒田芳弘君）

議案第36号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

文教福祉委員会委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛

成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第36号 本巣市障害者生活支援センター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第37号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第37号 本巣市小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第7 議案第40号及び日程第8 議案第41号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第7、議案第40号 令和3年度本巣市一般会計補正予算（第5号）について及び日程第8、議案第41号 令和3年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを一括議題といたします。

議案第40号及び議案第41号については予算決算委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

予算決算委員会委員長 鏑本規之君。

○予算決算委員会委員長（鏑本規之君）

それでは、付託案件について報告をいたします。

議案第40号 令和3年度本巣市一般会計補正予算（第5号）について及び議案第41号 令和3年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、審査の経過と結果について報告いたします。

本案につきましては、各分科会で審査の後、9月3日開催の当委員会において質疑と委員間の意見交換を行いました。

議案第40号及び議案第41号については、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（黒田芳弘君）

議案第40号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

予算決算委員会委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第40号 令和3年度本巢市一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第41号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第41号 令和3年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第9 認定第1号から日程第15 認定第7号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第9、認定第1号 令和2年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてから日程第15、認定第7号 令和2年度本巢市下水道事業会計決算についてまでを一括議題といたします。

認定第1号から認定第7号については予算決算委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

予算決算委員会委員長 鰐本規之君。

○予算決算委員会委員長（鰐本規之君）

それでは、付託案件について報告をさせていただきます。

認定第1号 令和2年度本巢市一般会計歳入歳出決算について、認定第2号 令和2年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、認定第3号 令和2年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、認定第4号 令和2年度本巢市企業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について、認定第5号 令和2年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、認定第6号 令和2年度本巢市水道事業会計決算について、認定第7号 令和2年度本巢市下水道事業会計決算について、審査の経過と結果について報告をいたします。

本案につきましては、各分科会で審査の後、9月3日開催の当委員会において質疑と委員間の意見交換を行いました。

認定第1号から認定第7号については、採決の結果、全会一致をもちまして原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告といたします。

この中で、委員長として、認定の中の会計監査からの内容について一部誤りがあった中において審査をしてしまったことについては、委員長として深く反省するところであります。また、この件につきましては、黒田議長からも、前に内容についての字等の誤りがあれば報告するようにと、そして速やかに差し替える等の指示がありましたけれども、そのことについて、私が気がつかなかったことについて、この場をお借りして深くおわびを申し上げます。どうも失礼をいたしました。

以上、終わりとします。

○議長（黒田芳弘君）

委員長の報告が終わりましたので、監査委員の臼井悦子君の退場を求めます。

暫時休憩といたします。

午前10時00分 休憩

午前10時01分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開をいたします。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第1号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

予算決算委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、認定第1号 令和2年度本巢市一般会計歳入歳出決算については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

認定第2号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、認定第2号 令和2年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

認定第3号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、認定第3号 令和2年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

認定第4号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、認定第4号 令和2年度本巢市企業用地造成事業特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

認定第5号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、認定第5号 令和2年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

認定第6号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

賛成多数です。御着席ください。したがって、認定第6号 令和2年度本巢市水道事業会計決算については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

認定第7号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、認定第7号 令和2年度本巢市下水道事業会計決算については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで、監査委員が入室されますので、暫時休憩といたします。

午前10時08分 休憩

午前10時09分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開いたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 報告第10号（上程・説明）

○議長（黒田芳弘君）

日程第16、報告第10号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、本日追加提案させていただきました議案につきまして御説明申し上げます。

報告第10号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）でございます。

令和3年5月14日に本巢市曾井中島地内において発生した公用車の事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により損害賠償金を決定し、和解する専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告させていただくものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、全国自治協会自動車損害共済により対応するものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

報告第10号の補足説明を久富総務部長に求めます。

久富部長。

○総務部長（久富和浩君）

報告第10号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）の補足説明をさせていただきます。

追加議案の2ページ、専決処分書をお開きください。

まず最初に、事故の概要を説明させていただきます。

令和3年5月14日午後2時40分頃、本巢市曾井中島1117番地7北側路上において、生活環境課職員が公用車を運転し交差点を左折する際、路肩の石に干渉し、電柱支線に衝突したものでございます。

次に、3ページでございます。

相手方でございますが、岐阜県岐阜市梅ヶ枝町2丁目31番地、西日本電信電話株式会社岐阜支店支店長 児玉美奈子氏でございます。

次に、和解の内容でございますが、損害賠償金として1万1,452円を支払い、相手にその他何ら債権債務がないことを確認するものでございます。

賠償金につきましては、全国自治協会自動車損害共済により対応するものでございます。

なお、過失割合は市が10割でございます。

以上、報告第10号の補足説明とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

これで報告を終わります。

日程第17 発議第2号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第17、発議第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題といたします。

発議第2号について、提出者に説明を求めます。

14番 瀬川治男君。

○14番（瀬川治男君）

発議第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、別紙のとおり発案する。令和3年9月8日提出。提出者、瀬川治男。賛成者、上谷政明、賛成者、村瀬明義、賛成者、大西徳三郎、賛成者、若原敏郎、賛成者、鏑本規之。本巢市議会議長 黒田芳弘様。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）。

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化等対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記1. 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針

2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2. 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

3. 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4. 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5. 炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月8日、岐阜県本巣市議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣。

以上です。

皆様方の適切な御判断をよろしくお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 澤村均君。

○6番（澤村 均君）

固定資産税等、現状維持というか、下げることが駄目だということで、要は税制の収入を守れという意味なのか、この辺ちょっと正確にお願いしたいと思います。

要は、税金などを断じて行わないことの意味が、今の税を維持しようということなのか。

○14番（瀬川治男君）

そういうことですね。

○議長（黒田芳弘君）

澤村議員、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第2号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第2号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第2号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。御着席ください。したがって、発議第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

閉会の宣告

○議長（黒田芳弘君）

以上で本会議に提出された案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年第3回本巣市議会定例会を閉会といたします。

23日間にわたりまして大変お疲れさまでした。

午前10時21分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長 黒 田 芳 弘

副 議 長 村 瀬 明 義

署 名 議 員 若 原 敏 郎

署 名 議 員 大 西 徳 三 郎